

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ICT 施工、BIM/CIM の活用、バックオフィス DX を通じ現場内・業者間における情報共有の円滑化・高度化を図り、業務効率化・付加価値向上を目指します。
- 業者間でのグリーン調達を推進するとともに、必要な指導・支援を行い、脱炭素社会の実現に貢献します。
- 取引先社員も含めた全ての関係者が心身ともに健康で安全に就業できるよう、積極的に指導・支援を行い、働きやすい職場づくりに努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

下請事業者との公正かつ透明な取引関係構築のため、不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定においては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行い、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう考慮します。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を徹底し、原材料費やエネルギーコスト高騰時には適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

また、国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを徹底し、元請・下請間の対等な関係構築を図ります。建設業法をはじめとする関連法令に従い、着工前に書面（電子契約を含む）による契約締結を確実に実施し、契約内容の明確化、紛争発生防止及び片務性改善に努めます。元請・下請間で対等な立場での協議を通じ、双方が納得する条件に基づく契約締結と公正かつ透明な取引環境の実現に取り組んでまいります。

② 手形などの支払条件

下請代金は原則現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和7年4月30日

スワテック建設株式会社

代表取締役 柿澤 充
